

## 固定資産税の課税誤りに関する報告とお詫び

この度、雑種地に係る負担調整措置の適用誤りによる固定資産税の過大徴収があることが判明いたしました。住民の皆様並びに納税者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしましたこと、また、税に対する信頼を大きく損なう結果を招きましたことに、心からお詫び申し上げます。

土地に対する固定資産税を計算する際には、税負担の急激な上昇をおさえるため、負担調整措置が講じられています。本来、宅地比準評価の土地に係る課税標準額は、評価額の70%が上限とされていますが、評価額の70%を超える課税標準額を算定していました。また、負担調整措置の計算をする際に用いられる前年度課税標準額について、地目の変換等や用途変更がない場合には、実際の前年度課税標準額となるどころ、状況類似地区の見直し等を理由に前年度課税標準額を再計算していたために、固定資産税を過大に課税・徴収していたものです。

村では、課税資料が残っていた平成17年度以降雑種地であった土地を全て調査した結果、220名の方に対して固定資産税25,213,200円を過大徴収していたことが判明いたしました。多くが平成17年当時の電算システムへの入力誤りによるものでした。

現在、9月議会に課税誤りによる税の返還金（還付）について補正予算案を提出しております。議決後、該当する方には、村より通知をし、必要な手続きを経て速やかに返還したいと考えております。

今後、このような課税誤りが起こらないように、「関係法令の確認の徹底」「職員研修の徹底」「電算システムへの入力内容のダブルチェック」また「定期的な検証作業の実施」など事務処理体制を強化し、職員の知識・技術の向上に努め、再発防止に万全を期してまいります。

住民の皆様、納税者の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げ、信頼回復に向けしっかりと取り組んでまいります。

この件については、税務係までお問い合わせください。  
住民財務課 税務係 ☎79-7923 (直通)

## 国民健康保険の届出はお早めに

国保だより

10月から社会保険の適用が拡大され、従業員501人以上の企業で、週20時間以上働く方なども社会保険の適用の対象となります。これに伴い、社会保険の対象となった方は国保の届出が必要になります。

国保に関する届出については、適正な保険料賦課・給付のためにも、必ず異動日から14日以内に届出をしてください。届出が遅れると、遡って保険税を納めなければなりません。また、適正な給付が受けられない場合があります。  
問 保健福祉課医療給付係 ☎79-7926 (直通)

◎こんなときは、必ず14日以内に届出を！

### 国民健康保険に加入する時

こんなとき	手続きに必要なもの	国民健康保険加入日
職場の健康保険をやめたとき	・印鑑 ・職場の健康保険をやめた日が分かるもの（離職票、健康保険の資格喪失証明書等）	職場の健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・印鑑 ・被扶養者でなくなった証明書	他の健康保険の資格喪失日

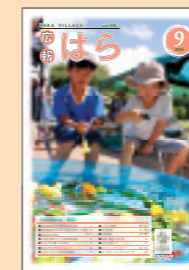
### 国民健康保険をやめる時

こんなとき	手続きに必要なもの	国民健康保険喪失日
職場の健康保険に加入したとき	・印鑑 ・国保と職場の両方の保険者証	職場の健康保険に加入した日の翌日
他の健康保険の被扶養者になったとき	・印鑑 ・国保と他の両方の保険者証	他の健康保険に加入した日の翌日

- ★上記以外に、届出者、世帯主、手続き対象者全員分の個人番号カード又は通知カード、年金手帳が必要になります。※通知カードの場合は、届出者の本人確認書類（運転免許証等）も必要になります。
- ★その他、必要に応じて提出していただく書類がある場合、窓口にてご案内致します。

◎やめる手続きが遅れると…

- ・職場の保険に加入されても、国保をやめる届出は各自で行わなければなりません。
- ・届出が遅れると、新たに加えた社会保険料と国保の保険税を二重に納めることがあります。
- ・他の健康保険加入日又は転出日以降に、村の国民健康保険証で医療機関などを受診された場合、あとで国保が負担した医療費を返還請求していただくことになります。



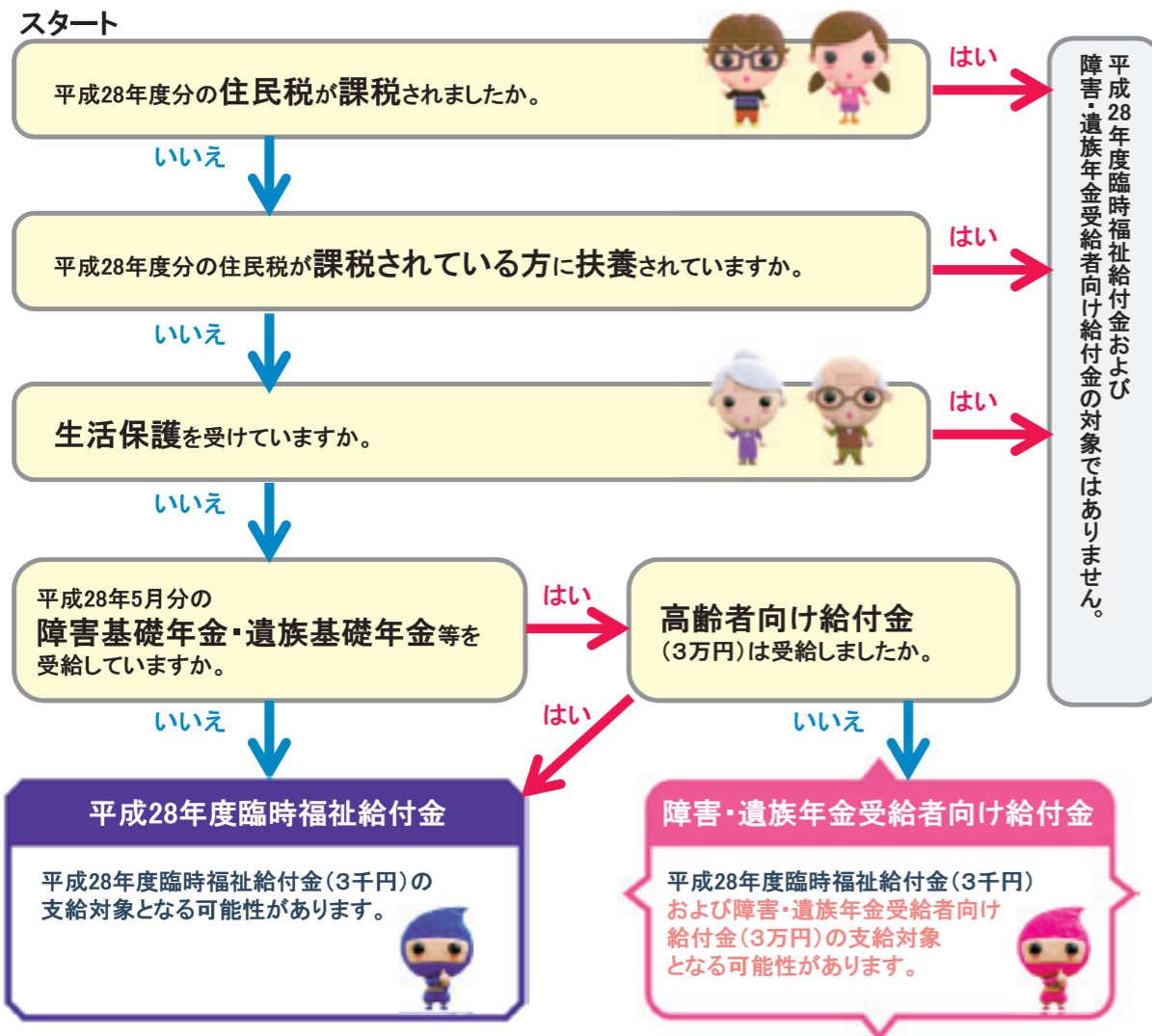
●表紙写真／「第3日曜日は八ヶ岳マルシェへ」  
6月～10月までの毎月第3日曜日に、手作りのクラフト作品が会える市場「八ヶ岳マルシェ@原村」が開催されています。八ヶ岳自然文化園で開かれるこの市場では、初夏から秋まで季節ごとの味覚やお楽しみを発見できると、毎月賑わいを見せています。  
夏季休暇で県外から帰省しているという来場者は、「新鮮な野菜を買うのが楽しみです。都会だとなかなかできないことですね」と話しました。市場には、手作りのクラフト作品のほか、野菜やお茶菓子等も販売しており、園内の木陰にシートを広げて食べる親子連れも見られました。

### 人の動き

- ・人口 7,905人 (+4)
- ・男 3,923人 (+3)
- ・女 3,982人 (+1)
- ・世帯数 3,167世帯 (+7)
- ・転入 27
- ・転出 21
- ・出生 4
- ・死亡 6

平成28年8月末現在。  
( )内は前月比。

### 支給対象者診断チャート 「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」



【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

区分	給与所得者		区分	(公的年金等受給者)	
	非課税限度額※ (給与収入ベース)			非課税限度額※ (年金収入ベース)	
単身	93万円		単身	65歳以上	148万円
夫婦(配偶者を扶養)	137.8万円		単身	65歳未満	98万円
夫婦子1人(配偶者と子1人を扶養)	168.3万円		夫婦(配偶者を扶養)	65歳以上	192.8万円
夫婦子2人(配偶者と子2人を扶養)	209.9万円		夫婦(配偶者を扶養)	65歳未満	147万円

### よくあるご質問

Q. 平成28年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか？

A. 平成28年1月1日時点で住民票がある市町村になります。給付金は申請先の市町村から支給されます。

※平成28年1月2日以降に市村の他市町村から原村へ引っ越した場合は、申請先が転入前市町村となります。ご注意ください。

# 確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及ばにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

## 平成28年度臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない方  
※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者の方などは除きます。  
「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

## 障害・遺族年金受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方  
※ 高齢者向け給付金(30,000円)の受給者を除きます。

- 支給はどちらの給付金も1回です。両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 申請先は、原村役場 保健福祉課 社会福祉係(原村地域福祉センター内)

基準日平成28年1月1日時点で原村に住民票があった方が対象です。基準日以前に転入された方は転入前の市町村へ申請してください。

- 申請受付期間は9月14日～12月14日です。



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル

0570-037-192

■IP電話からおかけの場合:03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合:06-6645-6278

原村役場 保健福祉課 社会福祉係(原村地域福祉センター内)

0266-79-7092

9時～18時(平日のみ。ただし、8月1日～12月18日は土日祝も開設)

8時30分～17時30分(平日のみ。)



カクニジヤ 検索

目からウロコ！試してナットク！

# そよかぜの集いのご案内

参加するだけで元気になれる体験型の健康集会を開催します。原村国民健康保険初めての試みで、村内4地区で開催します。毎回、地元で活躍されている講師の実技指導のほか、ユニークな健康測定(歩行姿勢測定「セーフティウォークナビ」・骨密度測定)や管理栄養士による実践的栄養講座を実施します。皆さん奮ってご参加ください。

こんな方はぜひご参加ください!

- ・何を食べると健康に役立つのか知りたい
- ・ひざの痛みを伴わない歩き方をマスターしたい
- ・体の調子を良くしたい
- ・特定健診の結果、特定保健指導が必要
- ・運動を日常生活に取り入れたい

お好きな会場にご参加ください♪  
持ち物/運動のできる服装  
バスタオル2枚 または ヨガマット  
水分補給用の飲み物



## 《実施予定日と会場のご案内》

日時	場所	講師・内容
10月31日(月)	柏木公民館	日本ヨーガ学会教授:菊池 真理子さん 「ヨーガと元気になる呼吸法」
11月7日(月)	中新田公民館	ピラティスインストラクター:中原 千津さん 「しなやかな体作り体の再教育エクササイズピラティス」
11月14日(月)	柳沢公民館	リラックス気功の天野 美恵子さん 「心と身体の調和をはかり、自然治癒力を高めよう」

《その他》  
歩き方講座  
歩行姿勢測定  
実践栄養講座  
骨密度測定

## 《日 程》

12:30	受付
13:00~13:30	実践栄養講座
13:30~14:30	運動講座
14:30~	面白健康教室 歩き方講座

実践栄養講座では、地元野菜や寒天などの食材を使ったレシピを紹介します。



## 《歩行姿勢測定(セーフティウォークナビ)って、どんな測定??》

分かりやすく言うと、歩行姿勢を評価する測定のことです。上下、前後、左右にぶれて歩いていないか分析して、膝や腰に負担のかからない歩き方を提示します。

膝や腰に負担がかかっているか、一目瞭然です

あなたの歩きを点数表示で評価(100点満点)



<セーフティウォークナビ測定結果>

▼骨密度も測れます!



問 保健センター「そよかぜ」 ☎75-0228

# 「原村ふるさと寄附金」

原村では、「ふるさとを応援したい」「ふるさとのために役に立ちたい」という皆さまの思いを形にすることができる『原村ふるさと寄附金制度』を実施しています。

ご協力いただける方にあらかじめ寄附金の使いみちを決めていただき、そのご意向に沿って大切に活用いたします。

## 『原村ふるさと寄附金』の活用方法

- ①自然環境の保全及び 景観の維持・再生に関する事
- ②産業振興、都市との交流等に関する事
- ③健康と福祉向上に関する事
- ④人づくり及び教育・文化に関する事
- ⑤公民協働による村づくりに関する事
- ⑥事業指定なし

## 「原村」を応援して下さる多くの皆さまへ

村外のご親戚・お友達の方々にこの制度を伝えていただき、賛同していただける方がいらっしゃいましたら、役場村づくり係までご連絡いただけますようお願い致します。

寄附をご希望の方は、ふるさとチョイスのホームページからお申し込みができます。

ふるさとチョイス 長野県原村

検索

## 返礼品の出品事業者様 募集中!!

今年8月から、ふるさと納税の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」において、村内の魅力ある様々な返礼金を寄附者が選べるようになりました。村では、村内の事業者様で返礼品の出品をして下さる方を募集しています。

「ふるさとチョイス」導入後の平成28年8月1日~31日までの寄附実績  
寄附件数 101件  
寄附金総額 1,280,000円  
(参考/平成27年度における1年間の件数 21件、2,605,000円)

「原村ふるさと寄附金」についての詳細は、村づくり係までお問い合わせください。

問 総務課 村づくり係 ☎79-7922(直通)

FAX 79-5504

E-mail muradukuri@vill.hara.nagano.jp

参加者募集中!

心もからだも元気になる講座 を冬期に開催します



「いつまでも元気でいたい」「この先何年も仕事をしたり自分なりに充実した暮らしを送りたい」、そんな方におすすめです。冬場、外に出かけるきっかけにもなります。

10月開講 (～翌年3月まで)

教室名	定員	日時	場所	内容
お達者くらぶ	15名	毎週水曜日 午後:2時間	老人保健施設 さくらの	椅子に座り、足腰全身を使う体操や歩きが中心です。動く習慣が身に付きます。
脳いきいき教室	20名	毎週木曜日 午後:2時間	地域福祉センター	脳トレや頭を使う楽しいことを色々ご紹介いたします。認知症の事を知りましょう。
つどい	15名	毎週金曜日 午後:2時間	南原公民館	通常の生活の中で体を動かすコツが分かります。

11月開講 (～翌年3月まで)

教室名	定員	日時	場所	内容
ほっこり	30名	隔週火曜日 午後:2時間	もみの湯	「原村体操」や自宅でできる体操がお勧め。季節の作品を作ったりお茶を飲みながらほっこりできる教室です。

※教室内容・詳細については、変更する場合があります。 ※必要な方は送迎の相談も受け付けています。

- 〈講座対象者〉村内在住の65歳以上の方で、介護保険認定を持っていない方  
「元気いきいき基本チェックリスト」に該当項目がある等、体の衰えを感じている方  
〈申込み方法〉・事前申込みが必要になりますので、下記へご連絡ください。  
・訪問等によりお伺いし、個別に体の様子や生活状況をお聞きし、講座の詳細をお伝えします。

その他の集まり

上記教室「つどい」「ほっこり」は、講座対象者でない方も参加することができますので、当日会場へ直接お越しください。

また、地区の公民館や公共施設等で、定期的で開催している「サロン」や「健康教室」もありますので、詳細については直接お問い合わせください。

問・申込み：原村地域包括支援センター 電話 70-1200 (担当：藤森・小池・浅輪)

元オリンピック競歩選手酒井浩文さんと歩こう!!

2016 秋のいきいきウォーキング



日時 10月16日(日)  
午前9時30分～午前11時30分

場所 八ヶ岳自然文化園 (雨天:原小学校体育館)

※雨天の場合は、当日午前8時30分に有線放送でお知らせします。

日程 受付:午前9時30分～午前9時45分  
(八ヶ岳自然文化園自然観察科学館正面玄関前)

開会:午前9時45分

スキルウォーク教室:午前9時50分～午前11時30分

持ち物 運動靴(雨天時:室内用運動靴)、飲み物、帽子、筆記用具、タオル  
当日は動きやすい服装でお越しください。

※小学2年生以下のお子さんは、保護者の同伴が必要です。

※健康管理や事故には十分注意しましょう。



講師 酒井 浩文さん

1988年ソウルオリンピック20km競歩代表選手。

現在は、自らのトレーニング方法や経験を生かしたウォーキング指導を中心に、講演・教室・イベントなど健康づくりコーディネーターとして幅広く活躍中。

1人で歩くより2人! 2人よりも大勢で!!  
家族やお友達、皆さんお誘い合わせの上、ご参加ください

参加を希望される方は、10月7日(金)までに保健センターへお申し込みください。  
お申込みの際には、氏名・住所・電話番号・年齢をお伝えください。

主催/原村・原村地域包括医療推進協議会  
問・申込み/保健センター「そよかせ」 電話75-0228 FAX75-2006